

令和元年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和元年9月13日(金)

東洋町議会

余 白

令和元年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会本会議場
開 会 令和元年9月13日(金) 午前9時00分宣告
出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君
欠席議員(1名) 7番 田島 毅三夫 君
(地方自治法第135条の規定により出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田 真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	小池 昭平 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡 いずみ 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
税務課長補佐	近藤 真人 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地 仲音
事務局書記	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり
議事のでんまつ 別紙のとおり
会議録署名議員 3番 小松 熙 君 4番 武山 裕一 君

令和元年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和元年9月13日(金) 午前9時開議

- [日程第1] 発議第13号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件
について
- [日程第2] 発議第14号 議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の件
について
- [日程第3] 認定第1号 平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認
定について
- [日程第4] 認定第2号 平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特
別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 平成30年度東洋町介護保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計
歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 平成30年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

- | | | |
|---------|--------|---|
| [日程第10] | 認定第8号 | 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第11] | 認定第9号 | 平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第12] | 承認第11号 | 専決処分事項「令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第13] | 議案第20号 | 東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第14] | 議案第21号 | 東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第15] | 議案第22号 | 東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて |
| [日程第16] | 議案第23号 | 東洋町森林環境譲与税基金条例を定めることについて |
| [日程第17] | 議案第24号 | 令和元年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第18] | 議案第25号 | 令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第19] | 議案第26号 | 令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第20] | | 議員派遣について |
| [日程第21] | | 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会 |

(2)産業建設常任委員会

(3)議会運営委員会

[日程第22]

一般質問

[追加日程第1] 発議第15号 議員田島毅三夫君に対する処分要求について

令和元年第3回東洋町議会定例会 令和元年9月13日金曜日

議事のでんまつ

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>直ちに、令和元年第3回東洋町議会定例会を開きます。</p> <p>(再開時間：9時00分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、発議2件、決算認定9件、専決予算1件、条例4件、補正予算3件、議員派遣4件、閉会中の継続審査、調査の申出1件の計24件、それと一般質問であります。</p> <p>日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>9月10日に、決算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、発議第13号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを議題とします。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、役場2階の第3会議室で待機してください。</p> <p>(田島議員退場)</p> <p>本件については、懲罰特別委員会で審議されておりますので、懲罰特別委員会からの報告を求めます。</p> <p>武山懲罰特別委員長。</p>
懲罰特別委員会委	(武山 裕一懲罰特別委員長)

員長

それでは、令和元年9月10日付で本委員会に付託された、議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、審査結果をご報告いたします。

お手元の委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会は、令和元年9月10日付で、提出者の今宮裕明議員をはじめ、賛成者5名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会を設置し、同日に、6名で構成する同委員会を招集し、委員長に、私、武山裕一、副委員長に小松熙議員が選任されました。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

9月10日の本会議において、地方自治法第129条、議場の秩序維持、同法第132条、品位の保持、東洋町議会会議規則第54条、発言内容の制限、同規則第102条、品位の尊重に抵触すると思われる行為がありましたので、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、懲罰を求めるものであります。

懲罰特別委員会では、令和元年9月10日の令和元年東洋町議会第3回定例会1日目の再懲罰動議の弁明時における田島毅三夫議員の言動が、提出者が理由とする法令、規則に抵触するかについて審査しました。

審査の結果、田島毅三夫議員の発言は、地方自治法第132条品位の保持に抵触する言動を除き、全て懲罰事由に当たることを確認しました。

その詳細につきましては、報告書の2ページから9ページをご参照ください。

簡潔に説明いたしますと、まず、地方自治法におきましては、第129条、議場の秩序維持に抵触する行為が8件、同法第131条、議長の注意の喚起に抵触する行為が1件、東洋町議会会議規則第54条、発言内容の制限に抵触する行為が10件、また、同規則第102条、品位の尊重に抵触する行為があったことが認められました。

なお、地方自治法第132条、品位の保持に抵触する言動については、確認できませんでした。

本特別委員会では、以上のことから、田島毅三夫議員の言動が、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものと自らの非を認め、深く反省させるため、田島毅三夫議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第3号の規定による令和元年第3回定例会2日目の9月13日の1日間の出席停止とすることを全会一致で決定した。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

(西岡 尚宏議長)

懲罰特別委員会からの報告が終わりました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、7番、田島毅三夫君の除斥を一旦解き、入場を許可します。

(田島議員入場)

それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、9時20分です。

(休憩時間：9時07分)

	<p>(議会運営委員会開催)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：9時20分)</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、役場2階の第3会議室で待機してください。</p> <p>(田島議員退場)</p> <p>議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について検討した結果、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える。</p> <p>次にこの件について委員長に対する質疑を行う。</p> <p>次に討論を行う。</p> <p>次に採決の方法は、起立により行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、委員長に対する質疑を行い、討論を行った後、起立により採決を行う。</p> <p>以上のとおりでご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p>

7 番議員

次に、7番、田島毅三夫君からの一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君の入場を許可します。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。

弁明を始めてください。

(田島 毅三夫議員)

田島でございます。

今言う、そういうように弁明を許すということは言われました。
許可されました。

しかし、皆さんよう考えてくださいね。

これ今初めてこの理由を聞いて、即その場で弁明せえと、こう
いうことでございます。大変今困惑しておりますけれども。

自分の今までの資料を合わせたり、いろいろしながら弁明させて
いただきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

まず弁明とは何かということだけ、定義だけちょっと自分なりに
に皆さんにご理解していただきたいと思いますので、説明してお
きます。

例えば、私の弁明が自分の意見だというようなことで今までず
っと過去から止められて参りました。

しかし、弁明とは懲罰という議員の一身上の不利益に対して、
その経緯を明らかにして自己の言い分や言い訳、見解を述べ、自
己の正当性を訴え、懲罰の不当性を明らかにするものである。

こう、私は考えております。

これは、正当だと思いますよ。

ところが、その弁明をさせなかった。

	<p>妨害されて、今まで過去にずっとですね、早い話が10日の日の弁明にしましても、途中で止められております。</p> <p>あの時私は始めに、議長に対して、弁明書を提出しましょうかと、こう相談しております。</p> <p>これは自治法の第29条に弁明書または口頭での弁明ができると、こう出ておりましたので、両方と思いましてまず弁明書の提出を</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明書を出すやいうて一言も聞いておりません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ここで私は資料と一緒に弁明書も出しましょうかと、こう言いました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはあなたがごちゃごちゃ言うた時に事務局に言うたことで、私には一言もありません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>あなたに向かって言いました。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>言うて、聞いておりません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>水掛け論に持ってきました。これで止めておきます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>進めてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>皆さんがよう考えてもうたら、聞いた人もおると思います。</p> <p>そういうことで、これ私は、どちらから弁明しようかなと思っておりますけれども、三点、今回のその問題も、三点の問題があると自分なりに考えております。</p> <p>例えばですね、理由に正当性がない。</p> <p>それと具体性がない。</p> <p>全くただ、法令、規則の条項を並べてそれに反する。こういう説明でありました。</p> <p>しかし、この私の発言がこの法令のどこにどのように違反するのか、反するのか。</p> <p>その説明が、</p> <p>(議席より、報告書にもちゃんと書いとうですよと発言あり)</p>

<p>議長</p>	<p>議長、止めてください、弁明中は。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>進めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>全くない、ありません。</p> <p>これは、私はね、弁明すらできない状態におかれております。</p> <p>それから2つ目に、弁明をさせずに処分した不当性。</p> <p>それから議員発言を止め、執行部発言まで止めたという、こういう不当性についてもですね、全く審議されていない。審査されていない。</p> <p>それから3つ目に、弁明内容を特別委員会でですね、私が今まで何回か今まで途中で止められました。</p> <p>また、去年でしたか、一回だけ正当に最後まで弁明させていただきましたが。</p> <p>しかしながら議事録を見ますと、全くその私の弁明の内容が、その処分決議の中の審議に全く採用されていない。参考とされていない。</p> <p>こういう、もう本当にいえば無視された、弁明を無視した審議が続けられ、決議されている。</p> <p>こういう状態でございます。</p> <p>私は今までずっと毎回のよう、こうしてここに立って弁明をしておりますけれども、その弁明が止められるとなったらどうして弁明ができますか、自分の無実を。</p> <p>また、正当性を証明することができますか。</p>

ちょっと例えになりますけれども、もし皆さんが万引きをしたというような、見たという証言で捕まったとしますね。

その時に、私はその時間には家でテレビを見ていました、家族で見ていました。黒い服を着ていました。髪はそんなに長くありません。靴は履いていませんでした。下駄は履いていましたというような、そういうですね、弁明といいますか、言い訳はするでしょう。

そうなれば、ここで私が、議場でこういう懲罰処分の理由を読み上げられて今処分されようとしておりますが、それに対して、その処分理由はおかしいと、間違っていると、ここはこうじゃった、ああじゃったということですね、全てここで弁明ささなければいけないじゃありませんか。

そういう意味で、その許可をいただけるんでしたら、私はちょっと長文になりますが、全てやらしていただきますが、議長どうでしょう、かまいませんか。

議長

(西岡 尚宏議長)

範囲を超えないところでやってください。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

ちょっと議長、そう言いますが、範囲とはなんですか。

議長

(西岡 尚宏議長)

弁明の範囲です。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

	<p>弁明の範囲は今言ったようにですね、自分の正当性を身をもって述べるからですからね。</p> <p>その範囲をいうのはおかしいです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはあなたの解釈です。</p> <p>自分も昨日広辞苑を見ましたんで。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何いうて書いてありましたか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>答える必要ありません。続けてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁解とありましたでしょう、最後に。</p> <p>自分の弁解も入るとありましたでしょう、広辞苑に。</p> <p>それならあなたは止められないでしょう。</p> <p>(議席より、弁明の範囲はこの委員長報告ですよね、と発言あり)</p> <p>手を上げて、許可をもうてから言うてください。</p> <p>(議席より、はいと声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員

委員長報告への、田島さん、弁明ですので。

(田島 毅三夫議員)

委員長報告に対する弁明。

(議席より、そうですねと発言あり)

いいですが、先ほどの弁明言われましたね、ちょっと、全部読み、何条の何条に違反するという、あれですね。

(議席より、委員長報告と発言あり)

十何項目ありましたかね。

(議席より、議題はそれですよ、委員長報告に対しての弁明と発言あり)

それに対して今私が、はっきりと具体的に言ってもらわなければ分からないって言ってるんですよ。

ただ条例の条項を言うて、これに反する言われても私は弁明ができないと言っているんですよ。

だから、ちょっと流れで今言わしてもらいます。

広辞苑にも弁明とは言い訳とあるように、処分される議員の一身上の不利益に対して、その経緯や、これは先ほども言いましたけれども、再確認しておきます。その経緯や自己の言い分、見解を述べ、自己の正当性を説明し、処分は不当であると証明するも

	<p>のであると何度も説明しておりますが、それは言い訳だ、お前の意見だ、弁明ではないと、野次まで飛んでその都度弁明が妨害されておりますね。</p> <p>例えば、そういう言い分が、たとえ犯罪者であったとしてもです、その言い分は聞き取るのが常識であります。</p> <p>これでは議会という、こういうほの、弁明を途中で止めるという</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ことがあれば</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三議員)</p> <p>はい。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>委員長の報告に対しての弁明をしてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあその委員長の報告はおかしいということ言ってるんです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>注意をしておきます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まず提出の、ほの、仕方がおかしいと、そう言ってるんです。それを反論しているんです。弁明してるんです。</p> <p>これでは議会という、数の権威で行うパワハラであり冤罪のねつ造であります。</p> <p>また、どの法令でも弁明は絶対にささなければならないと規定されており、途中で止めたり阻害してはならないとあります。これにも反しております。</p> <p>今から、これ言うたらまた止められるかな。</p> <p>平成29年12月の議会では、前議長から私は妨害、弁明を止められました。</p> <p>ああいうことがあっては大変ですのでね、その釘を刺しております。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>前議長いうたらどういことです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>前の議長ということですよ。</p> <p>言いましょうか、ほんなら一つ、この理由を、具体的にかまな んだら言わしてもらいますよ。</p> <p>かまいませんか。</p> <p>平成 29 年 12 月</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>止めたのは私であって前議長ではありません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、平成 29 年の 12 月ですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そんなところのことを言われても、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあ、だからそれを言うたらいかん。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その委員長の報告に対しての弁明をしてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんなら待ってください。</p> <p>(議席へ戻りながら)</p> <p>ちょっと待ってね、ちょっと待ってね。</p> <p>どこやった。どこやったで。</p> <p>誰か私の資料知りませんか。</p> <p>(議席より、あるで、貸しちゃおかと発言あり)</p> <p>違う、前の資料。</p> <p>(議席より、どんなんと発言あり)</p> <p>前の資料。前のん言わんといかんやろ。</p> <p>(発言台へ戻る)</p> <p>あの、これは理由が全く同じなんですよね。</p> <p>結局その法令の理由にしても何にしても。</p>

	<p>私が8ページの、出してありますが、資料として。 弁明書の半分まで弁明した時止められたんですよ。 ほんで後の半分、4ページ分が、3ページ半、4ページか。が、 残ってるんです。 それも聞かずにあなた達はこういう処分をしてきております が、なぜ最後まで聞いて、そしてその上で私の弁明がおかしいと いうことで審議して処分してくれるんやったら</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) まだ分かるんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) 田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長) その弁明については、2日間の出席停止で終わっております。 その後の、この武山委員長からの報告ですよ。 前のんと違うんですよ、弁明は。 確認をしてください、ちゃんと。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>内容は同じ内容であり</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>内容は同じでもそれは2日の懲罰を与えて終わっております。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>一事、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは注意しておきます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>一事、一事、一事</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたのそれは、一つの何です。</p> <p>この委員会の報告書に対しての弁明をしてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まず言っておきます、それなら。</p> <p>一事不再議ですこれは。</p> <p>一度決定したものを同じ議会の中でまたやるということは、おかしいですこれは。</p> <p>(議席より、一緒の議題やないですよと発言あり)</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは一緒の議題やないです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それならちっと説明してください、具体的に。 ただ、条項を並べるだけでなくて。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>これを並べて説明するのは当たり前です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この 1 1 項目、1 2 項目ですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>関係のないことを言わんと弁明をしてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあ、その、ほれを言わんから分らんと言っているんですよ。 まあ弁明中はね高畠議員、ちょっと</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島議員。簡潔にやってくださいよ。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>今回の議会運営委員会の結果、弁明を許したのは、運営委員会内で。</p> <p>武山議員の、報告に対しての弁明ですので、許可したのは。運営委員会で。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>分かりました。</p> <p>そういうことですので、田島さん。</p> <p>武山、これ、田島さんありませんか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、だから、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私が言っているのは、なんですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>この書類はありませんか。</p>

7 番議員

もう、あまり酷くなったら、何回も注意しておるんですから、

(田島 毅三夫議員)

だから、私は今言うのは、武山議員のその説明の中に、詳しい具体的なものはないと、だから弁明はできないと、だからその今言う、こういうことであろうということで、今弁明しようとしているんです。

(議席より、議長、どうしますかと発言あり)

(議席より、詳しく載っとうでと発言あり)

ちょっと時間ください、ほんなら。

それを読んでかちっと精査する間。

半時間ぐらいの。

どうですか、議長。

ほうやなかったら、今その条項だけ読み上げられて、即弁明せて私はできません、それは。

議長

(西岡 尚宏議長)

それはあなたができません言うからいうてそんなことないでしょう。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

え。

だから分からないと言ってるんです。

詳しいことは分からなければ詳しいに

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ほな今言いよったのはなんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、そう思って、憶測で、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはあなたの勝手な発言でしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違います。</p> <p>それしか言えないでしょう。</p> <p>こういう私の発言に対して、懲罰をかけてきているんですから。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>武山裕一君の報告以外の勝手な発言はしないように。</p> <p>これ以上勝手な発言をすると、発言を禁止にしますよ。</p> <p>注意します。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう一回言いますが、もう一度詳しく、具体的にその条項にどのように反するかという、この言葉、私の発言がね。</p> <p>この発言がこの条項のここに、このように反するからということで、かちっと 11 項目、12 項目でしたか。ちょっときれいに調べてませんが。武山議員が言いましたね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今、田島さんからそういう意見が出ましたので、一回議運を開いてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>(議席より、議長、読む機会を与えるかということですかと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そうです。</p> <p>時間を 30 分くれ言うきん、その機会を与えるか与えないかを議運で判断してください。</p> <p>(議席より、時間を決めるんですかと発言あり)</p> <p>(議席より、再開はと発言あり)</p> <p>(議席より、議長、時間も、時間もと発言あり)</p>

10分あったら良いでしょう。

(議席より、いやいや、違う、与える時間は私らで決めて良いです
ねと発言あり)

30分言うたじゃないですか。

(議席より、いやいや、それは・・・で決めますと発言あり)

田島さんの要望は30分ですから。

(議席より、こちらの都合で合わしてもらわんと困ると発言あり)

(休憩時間：9時36分)

(議会運営委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時08分)

ただいまの、田島毅三夫議員の申出を議会運営委員会で検討しておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

(議席より、ゆっくりやりよと発言あり)

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>田島さん、勝手な発言はやめてください。</p> <p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、田島毅三夫君の申し入れについて検討いたしました結果、田島議員へ引き続き弁明の機会を与える。</p> <p>次に、弁明を考える時間として、休憩時間も考慮した上で田島議員に15分間の休憩時間を与える。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(議席より、ありがとうございます。12時17分かと言言あり)</p> <p>(議席より、10時と言言あり)</p> <p>(議席より、いや、ごめんと言言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたが勝手に決めないでください。</p> <p>私が発言してから決めますので。</p> <p>(議席より、言うてくれんきにと言言あり)</p> <p>黙ってください。今から言いますので。</p> <p>(議席より、はいはいはいはい。黙っちゃけ言言よると言言あり)</p> <p>議会運営委員会委員長の報告のとおり、先ほどの田島毅三夫君</p>

からの申出については、田島毅三夫議員へ引き続き弁明の機会を与える。次に、弁明を考える時間として、休憩時間も考慮したうえで、田島議員に15分間の休憩を与えるということで、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしということですので、10時8分か。

再開は10時8分です。

(休憩時間：9時53分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時08分)

田島毅三夫君、弁明を始めてください。

最初に言っておきます。

田島毅三夫君の要望で15分の時間を与えましたので、委員会の審査報告書について、弁明をしてください。

(田島 毅三夫議員)

それでは、委員会審査報告書に対する弁明を行いたいと思います。

まず、最初に訴えておきますけれども、全てこれは10日の日の懲罰理由と全く同じであります。

例えば、この2ページの下線部分、3ページの下線部分、すべてこれらはすべて、10日の日の懲罰理由にされた部分でありますね。

こういうものを再度出してきてですね、例えばその内容が違うと言いますけれども、処分内容、条項といいますか、法令、規則

7番議員

の内容が違う。

結局その内容について、懲罰をかけようとしていることは同じであります。これがまず一点、主張しておきます。

私がこういう問題について10日の日に弁明書8ページを読み上げて、弁明しようとしたところ、止められたんですね。

その後の部分は皆さん知らないんですよ。

私がどのように弁明するかということ。

ただ、その弁明を止めてきた時に、議長といろいろな意見の交換がありました。

そういうことを突いて、議場の秩序を乱したとか、あるいはほの、品位を欠いたとか、そういう理由をつけて懲罰をしておりますけれども、これは全くね、議員としてそういう発言をして、自分の主張をすることは、全くこれは許された、言論の自由なんですよ。まして、議会という公場でですよ。ほこで皆、議論を闘わすわけですからね、政治的な議論を。

それを止めるということ自体がおかしいし、その発言は私は、憲法で保障された言論の自由だと思っております。

そこから特別委員会では審査していただきたいと思います。

それから、こう載っておりますね。

田島さん、撲滅とか根絶とかいうのはいかんということで懲罰にかけられたんですから、それを使うことはいきません、

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

<p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>何ページか言うて、</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、了解了解了解。</p> <p>3 ページの、後ろから 1、2、3、4、5、6、7、8 行目のところを読んでおります。</p> <p>と、議長から注意があったと。</p> <p>そこで私は、じゃあ聞きますが、不妊手術は何が目的ですかと、こう聞いておりますね。</p> <p>ほんでそれが、議長がそう言うから私はその目的を聞いたんですけども、これはまあ、質疑は良くありません、弁明の中で。</p> <p>ただ弁明に対してそういうことがあったから、私はただ、他にも理由があると、殺処分以外の理由があると、こういうことを言いたかったんですが、止められてしまいました。</p> <p>それから、4 ページに移ります。</p> <p>議席の議員から、そんなん繰り広げられてないので、やらず必要ないと思う。全然猫の撲滅の根絶やいうね、目標で国や県や町が支出出しているんじゃないですよ。と、こういう発言があつて、それは私も弁明の中にちゃんとそれも説明をしちゃありますと、まあこれはその後のことですけどね。</p> <p>ちゃんと 3 番、4 番の後の中でちゃんと説明してあるんですよ、弁明書の中に。</p> <p>それを説明ささなかったんですよ。</p>

これはだから、私は今言うように、自席議員のこういう、やらず必要ない、目標、撲滅や根絶やという目標で、国や県が出していないと、これはまったく違いますよ。

国や県が、県にしても31年度、30年度、平成、2400万でしたかな、700万でしたかな、ごめんなさい、間違ったらごめんなさい。

兼票を出して、この猫の不妊手術をやっております。

この不妊手術というのは、もちろん今までにあったような殺処分を防止するという意味がありますが、それは最終的にその、それをやらなければ、例えば3匹5匹子どもが生まれた時に、飼い猫がですよ。ほんでそれがその1匹は自分で飼ったとしても後の2匹3匹はどうするんですか。困るでしょ。

それがはっきりは言えませんが、それが何かの形で野良猫となって、どんどん増えていると。

こういう状況を止めるための、一つの不妊手術なんですよ。

止めるための一つの手立てとしてね。

ほんでそういうことを私は言っているのに、これをね、頭からね、問題だ問題だということで反発してきましたね。

反論してやらしませんでしたね。

このまま議運で拳がったように、弁明の範囲を超えておるからこのままでは弁明を続けませんという人は、拳手をしてくださいということで、私の弁明を止めておりますが、これはね、全く横暴といいますか、議員の一身上のそういう弁明をこういう理由で止めるということ自体がおかしい。

これはもう全くね、ここから、ほの特別委員会は、公正、公平に審議していただきたいと思います。

それから、こういうて、その同じページにこういうことも載ってますね。

議長、下から4行目。

議長、先ほどの弁明の時に、これは自席議員がですね。

議長、先ほどの弁明の時に、自分がもう説明しましたよ。そこで僕はもう聞きました。もう二度、二回も聞く必要ないと僕は思います。先ほど説明しましたもん、田島さんが。

と、こうなっておりますが。

前にも聞いておるなら、分かってるでしょう、私のいう、ほの主張といたしますか、弁明の趣旨が。

それならこういう発言は出んはずです。

私は正當にちゃんと説明しちゃあります。

それをまったくほの、無視してですね、こういう発言が出ること自体がおかしい。

私は5ページに渡って、せんとは言うちやらん。弁明、困るから、弁明とは何かをまず審議してくれと、審査してくれと、お願いしたんです。

決めてくれと、こう言ったんです。

ほんでこれに対して、議長は議題外であると、こう言っておりますが、議題外ではありませんよ。大事なことなんですよこれは。

弁明の趣旨といたしますか、それをもういっぺん再確認するということは、大事なことですよ。全く議題外ではありません。

それから、その下の方になりますね。

私の発言として、議員が処分され、されようとしているんですよ。ね、その理由に対して疑義があれば、説明、理由を聞き、あのう自分の考えを言い、ね、正當性を訴えて、ね。

と、ここまで言った時に、議長は議題外であることを指摘しており、議会会議規則第54条に抵触していると止めてきましたね。

そして議長は、それはあなたのその弁明というのは、したことに対しての弁明であって、その正当性を訴えて議会とか議員とかを批判するのは、それは弁明ではありませんと、こう理由を言って、議題外ということによって、ストップかけてますね。

そしてそれに対して私がちょっと異論があったもので、少し時間を、休憩を取ってくださいと、こう言いましたが、取りませんと、あなたの言っていることは自分はおかしいと思います。皆さんどうしますかと、こう諮って、そして結果的に挙手を使って、多数決で私の弁明を止めております。

こういうことがですね、ずっと続いておりますね。

ここで私はもう仕方なく、もう自分の弁明、6ページです、自分の弁明としての、自分の弁明の趣旨と主旨に沿って、自分の弁解をさせてもらいますと、こう言ったところ、やっぱりそれは止められました。

そこで私が、止められたので、議長、自分が、要約します。自分が例えばですよ、先ほどの職員さんの移住の問題にしても、私が言ったのは、チラシにそう書いてあるから、そこ、移住してはならないということを書いてあるから、それなら何か移住したのは何か理由があるんでしょ、その理由を言ってくださいと言って、総務課に言ったんですよ。それが、個人情報だから出せないというから議会で質問したんですよ。

と、こうまあそこまで言ったところ、議長は議題外であることを指摘しており、議会会議規則第54条に抵触していると、この

委員会が結論を出して懲罰処分してきました。

これはチラシに書いてあるんですよ。ね。

その時に、あの時の反対の中には憲法という言葉が出ましたね、22条やったか。

居住の自由を出してきて、私の質問が、ごめんなさい、弁明が、ん、これは質問やったか、に、異議が、問題があるというて止められたんですよ。

それは、あの、あなたが、これは議長です。

それは、あなたはいつもそうです。田島さん、まあ、自分のそういうところをすぐ言うて、すぐ他へいくんですからと、こう言っていますけども、議長は議題外であることを指摘しておりますが、これは6月議会で質問した時に、これは反対が、止められたから私はこの弁明の中に入れたんです。

要するに、議場の中で6月議会の中での質問に対する、ストップがかかってきたから、これを私は弁明の中で反論をしたんですよ。何も議題外じゃありません。

これは厳しく指摘しておきます。

それから7ページにもありますね。

西岡議長、7ページ。

議運で決めたとおりにやるんやったら、やらしますと。弁明をね。ただあなたが、自分の理論でやるから、やったらそれは駄目です。

こういうことで私に釘をさしております。

それに対する私の答えが、弁明を、これはかっこくくりになります。

弁明を聞かなければ分からないでしょう。ええか悪いかがね。

内容が分からないでしょ。それを聞かずにただそういうことばかり言うから、こう平行線になるんですよ。

これは私の弁明が途中で止められたことも指しております。

そういう意味で、今までの過去の例を引いてですね、そういうことを言ってるんです。

それから、ただここにも、私がただ、広辞苑には撲滅とは、滅ぼし絶やすこと、これを、と言いかけた時に、議席、自席議員から反発があって止められましたね。

同じ弁明を繰り返すなということで、止められました。

しかしそうじゃないんですよ。

これは私の謝罪したというのは結局、何遍も言いますが、高知新聞への記述があったということが間違っていたという謝罪をしたんです。

それ以外の、撲滅という言葉自体には、私は謝罪していません。

ほら使い方にも、いろいろ批判もあるかも分かりませんが、聞いてよう考えてくださいね。

被害を受けて、本当に病院へ行って辛い目して、夜も寝れんという人がおるんですよ。

そういう人の気持ちに立って私は声を聞いて代弁してから質問してるんですから。

そういうことを考えたらこの撲滅という言葉は、私は全くその人達にとっては、まだ軽い方だというぐらいに思っていると思います。

こういう話をしたら、田島さん、もう止めてくださいと、また言われると思います。

走り走りですみません、もう一つだけ言わせてください。

8 ページになります。

この上から 5 行目、4 行目か。

1 行目から行きま、2 行目か。

西岡議長、もう禁止にします。議長権限で取り消します。

議長権限で取消と、こうありますね。

ほんで私は、弁明書も、と言うが、取り消しますと、こう言っ
て、ほんだら、ほれなら、これ、弁明書を、弁明書を、これはか
っこくりです。これ、文書で出しますとこういうで私言ってお
るんですよ。

ほんでこれは結局私はほら、口頭弁論の後に中止されたらこれ
は大変だし、自治法 127 条でしたか、ごめんなさい、間違っ
たらごめんなさい。そこには、口頭もしくは書類で弁明書、弁明で
きると、こうなっております。

だから口頭で弁明を取り消されたもので、それなら弁明書を受
けて、これで弁明しますということをお願いしたんですが、文書
で出しますと、こう言うたのが止められて、そこで自席へ帰れと
いうことになって、そこで少し揉めたんですよ。

私はなぜ弁明書を受け取らないんですかということでも揉めま
した。これは認めます。

しかしこういう経緯があるんですよ。揉めた経緯がね。

法律で、口頭もしくは弁明書で提出できるとこうなっているか
ら、口頭が駄目なら弁明書を出す。

これは正当な理由だと思いますよ。

それを主張したのを止めてきたから揉めたんです。

そういう経緯の説明も引くくめて、皆さんようはつきりとこ
の、あの、ただ結果だけを言わずに、経緯とか言い分と、その時

<p>議長</p> <p>8 番議員</p>	<p>の状況を考えて、よく田島処分を審議していただきたい。</p> <p>そう思います。</p> <p>最後にもう一度言っておきますけれども、これ一事不再議です。</p> <p>これ同じ内容です。</p> <p>これを厳しく言って弁明を終わります。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島毅三夫君の弁明が終わりました。</p> <p>7 番、田島毅三夫君の退場を求めます。</p> <p>(田島議員退場)</p> <p>これより、日程第 1、発議第 1 3 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>8 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p>
------------------------	---

私は、田島毅三夫議員に対する懲罰に賛成の立場から討論をいたします。

田島毅三夫議員は、数々の守るべき法令や規則に抵触する発言を繰り返し、その都度議長からの注意喚起または制止に従わず、今もなお続いております。

懲罰の弁明においても、法令や規則、判例を自身に都合良く解釈し、いかにも正当性は我にありと主張するなど、身勝手な発言を繰り返しています。

また、先ほどの弁明にもありましたが、野良猫発言においては、猫の不妊手術の費用の一部を助成する制度や、野良猫動物愛護の精神をまったく理解せず、野良猫の撲滅と神聖な議場で発言し、品位を汚し、その上高知新聞に載つとると議場で公言し、それがばれると、今度は滅ぼし絶やすことと、言葉を都合良く置き換え、田島議員の言う、ちょっと資料を開けてもらえますか。委員長発言の3ページの中段に、野良猫撲滅のことを、県でも野良猫の根絶活動が繰り返されているではありませんかと、全く理解ができていない、これはまた証拠だと思えますよ。

それと今さっきの、弁明にあったように、住民の皆さんが野良猫被害に困っている。だから撲滅は言ってもいいんだ。

住民の方、そう思ってますか。

僕が言う、県の施策とか、動物愛護の精神全く分かっていないと僕は思います。

皆さんどう思いますか。

懲罰事犯となるのは、当然であります。

このように、懲罰が続く責任は、田島さん自身にあるのは明白であります。

議長

いつまでも理解できなく、理解しようとしめない態度であるならば、懲罰に科すのは、厳罰の懲罰に科すのは当然であります。

このことから、今回の懲罰特別委員会が決定した懲罰を科すことに、私は賛成をします。

以上、同僚議員の賛同を求め、討論といたします。

(議席より、いいぞと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、日程第1、発議第13号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に、地方自治法第135条第1項第3号の規定により、本日、9月13日の1日間の出席停止の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に、本日9月13日の1日間の出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を求めます。

(田島議員起立)

7番、田島毅三夫君に、地方自治法第135条第1項第3号の規定により、本日9月13日の1日間の出席停止の懲罰を科します。

7番、田島毅三夫君の退去を求めます。

(議席より、こらあ、直しちよいて築地さんと発言あり)

(議席より、直しちよく直しちよくと発言あり)

(議席より、いんだらいかん言いよんのと発言あり)

田島さん。

(議席より、冗談言うな、はい分かりましたと発言あり)

いらんこと言わんと。

(田島議員退去)

ここで、小休します。

(休憩時間：10時31分)

(議長交代)

(福島 登副議長)

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長

(再開時間： 10時32分)

日程第2、発議第14号、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の件を議題といたします。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、10時45分です。

(休憩時間： 10時33分)

(議会運営委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間： 10時45分)

地方自治法第117条の規定により、9番、西岡尚宏君の退場を求めます。

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

高島議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

先ほど、この処分請求書の運営方法について協議いたしました結果、提出者である田島毅三夫君は、出席停止の処分を科されているため、議場におりませんので、提出者からの説明及び提出者に対しての質疑を行うことができません。

次に、9番、西岡尚宏君に弁明の機会を与える。

以上のように決定いたしました。

<p>副議長</p>	<p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(福島 登副議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この発議については、提出者である田島毅三夫君は、出席停止の処分を科されているため、議場にはおりませんので、提出者からの説明及び提出者に対する質疑を行うことができません。</p> <p>次に、9番、西岡尚宏君に弁明の機会を与える。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで、9番、西岡尚宏君の、一身上の弁明を許可します。</p> <p>9番、西岡尚宏君の入場を許可します。</p> <p>(西岡議員入場)</p> <p>西岡尚宏君、一身上の弁明を許可します。</p>
<p>9番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>このたび、弁明の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私が田島議員にとった行動は、間違っていないと思っております。</p> <p>どうか、適正な審査をよろしく願いをいたします。</p> <p>以上で弁明を終わります。</p>
<p>副議長</p>	<p>(福島 登副議長)</p> <p>9番、西岡尚宏君の弁明が終わりました。</p>

ここで、お諮りします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6人の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、高畠俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君を指名したいと思いますが、7番、田島毅三夫君については出席停止の処分を科されております。

これを指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することと決定をいたしました。

ただいま、選任された特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

場所は役場2階の第3会議室でお願いいたします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条

第 1 項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、議長に提出してください。

ここでお諮りします。

ただいま可決されました、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求に対する懲罰特別委員会については、本日これより審査に付することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

9 番、西岡尚宏君の除斥を、

小休します。

(休憩時間：10 時 5 2 分)

(次第の確認)

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開時間：10 時 5 5 分)

少し次第に不都合がありましたので、西岡尚宏君の弁明を終わった時点まで、戻させていただきます。

申し訳ございません。

西岡尚宏君の弁明が終わりました。

9 番、西岡尚宏君の退場を求めます。

(西岡議員入場)

ここで、お諮りします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6人の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君を指名したいと思います。7番、田島毅三夫君については出席停止の処分を科されております。

これを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することと決定をいたしました。

ただいま、選任された特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

場所は役場2階の第3会議室でお願いいたします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、議長に提出してください。

ここでお諮りします。

ただいま可決されました、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求に対する懲罰特別委員会については、本日これより審査に付することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

9番、西岡尚宏君の除斥を解きます。

(西岡議員入場)

9番、西岡尚宏君に報告します。

先ほど、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求に対する懲罰特別委員会が設置され、本日、直ちに審査することとなりましたので、報告します。

ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、1時30分とします。

(休憩時間：11時01分)

(懲罰特別委員会開催)

東洋町議会です。

(再開時間：13時30分)

審議が長引いております。

このことにより、会議の再開を3時ちょうどといたしますので、よろしくお願いいたします。

東洋町議会放送です。

(再開時間：15時00分)

ただいまの、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求に対する懲罰特別委員会が長引いております。審議が長引いております。

ただいまより、30分、延ばしまして、時間を、再開を3時30分といたしますので、住民の皆さま、よろしくお願いいたします。

議会放送です。

(再開時間：15時30分)

再開まで今しばらくお待ちくださいませ。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時36分)

日程第2、発議第14号、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、9番、西岡尚宏君の退場を求めますので、役場2階第3会議室で待機をしてください。

(西岡議員退場)

本件について、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長

今宮懲罰特別委員長。

(今宮 裕明懲罰特別委員長)

それでは、懲罰特別委員会の報告をいたします。

令和元年9月13日付で、本委員会に付託された、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の件について、審査結果をご報告いたします。

お手元の委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会は、令和元年9月13日付で、提出者の田島毅三夫議員より、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求書が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置されました。

定例会開会中に、6名で構成する同委員会を同日招集し、委員長に私今宮、副委員長に武山裕一議員を選任しました。

なお、委員田島毅三夫君は、出席停止の処分を科されており、懲罰特別委員会への出席はできませんでした。

提出者が理由とする、令和元年9月10日、令和元年第3回定例会1日目の本会議において、継続審査であった田島毅三夫君に対し、地方自治法第135条第1項第2号に規定する、公開の議場における陳謝の懲罰を科したことについての処分撤回、並びに、その審議中、田島毅三夫議員による弁明発言について、西岡尚宏議長から制止されたことを不服とし、議長の議事進行によって侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により、西岡尚宏議長に対し処分を要求するものであります。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

まず、公開の議場における陳謝を科したことについての処分撤

回について、審査した。

まず、令和元年9月10日に、田島毅三夫議員に科した地方自治法第135条第1項第2号に規定する、「公開の議場における陳謝」の撤回要求については、懲罰を科されたことを理由に処分要求しても懲罰を科すことはできず、懲罰を科されたことに不服のある場合は、地方自治法第176条第4項に規定する再議に付することしかできません。

また、懲罰動議の提出についても、地方自治法第135条及び議会会議規則第110条に基づく正規の議案であるので、懲罰動議が提出されたからといって、その提出者に対する処分要求を提出したとしても懲罰特別委員会での審査の対象とはならず、同じく、懲罰を科すことはできないということに全会一致で決定をしました。

続いて、同日、令和元年第3回定例会1日目の継続審査であった田島毅三夫議員に対する懲罰動議の審査結果報告に対する田島毅三夫議員の弁明時に、西岡尚宏議長の議事進行が田島毅三夫議員への侮辱となるかどうかについて審査しましたので、お手元の資料をご参照ください。

まず、請求1については、西岡尚宏議長の議事進行には関係のないことと認めました。

次に、請求2については、西岡尚宏議長が田島毅三夫議員の弁明を制止したことは、議事進行上において、必要な措置であったと認め、田島毅三夫議員が主張する侮辱には値しないと認めた。

次に、請求3の①については、西岡尚宏議長の議事進行には問題ないと認めた。

次に、請求3の②については、田島毅三夫議員の主張は理由が

ないと認めた。

次に、請求3の③については、理由がないと認めた。

次に、請求3の④については、再審査する必要はないと認めた。

続いて、請求4については、一事不再議とは、同一の議案を同一会期中において再び議決をしてはならないということであるから、本定例会1日目の9月10日には、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が2件提出されたが、議案内容が異なるため、一事不再議には当たらず、この主張には理由がないと認めた。

審査の結果、田島毅三夫議員の請求には理由はないことから、西岡尚宏議長から田島毅三夫議員への侮辱はなかったと結論づけた。

よって、懲罰特別委員会では、西岡尚宏議員に対しては、懲罰を科すべきではないと全会一致で決定をしました。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

副議長

(福島 登副議長)

懲罰特別委員長からの報告が終わりました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、9番、西岡尚宏君の除斥を一旦解き、入場を許可します。

(西岡議員入場)

それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、3時50分。3時55分です。

(休憩時間：15時43分)

(議会運営委員会開催)

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：15時55分)</p> <p>地方自治法第117条の規定により、9番、西岡尚宏君の退場を求めますので、役場2階第3会議室で待機をしてください。</p> <p>(西岡議員退場)</p> <p>議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員長。</p> <p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の件について、検討いたしました結果、西岡議員へ弁明の機会を与える。</p> <p>次に、この件について、委員長に対する質疑を行う。</p> <p>次に、討論を行う。</p> <p>次に、採決の方法は起立により行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>副議長</p>	<p>(福島 登副議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、9番、西岡尚宏君へ弁明の機会を与える、委員長に対する質疑を行い、討論を行った後、起立による採決を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

<p>9 番議員</p>	<p>次に、9 番、西岡尚宏君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>9 番、西岡尚宏君の入場を許可します。</p> <p>(西岡議員入場)</p> <p>9 番、西岡尚宏君、弁明を始めてください。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>それでは、弁明をさせていただきます。</p> <p>審査結果を受けまして、自分の行動は間違っていなかったことが証明されました。</p> <p>これからも、議長として、責任を持って議事を進めて参るつもりであります。</p> <p>引き続き、よろしく願いをいたします。</p>
<p>副議長</p>	<p>(福島 登副議長)</p> <p>9 番、西岡尚宏君の弁明が終わりました。</p> <p>9 番、西岡尚宏君の退場を求めます。</p> <p>(西岡議員退場)</p> <p>これより、発議第 14 号、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の件について、委員長に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

4 番議員

次に、賛成者の討論はありませんか。

4 番、武山裕一君。

(武山 裕一議員)

それでは、賛成討論を行います。

私は、懲罰特別委員会からの審査結果報告に賛成の立場で討論します。

田島毅三夫議員は、本件処分請求において、弁明とは、懲罰という一身上の不利益に対して、その経緯を明らかにして自己の言い分や言い訳、見解を述べ、自己の正当性を訴え懲罰の不当性を明らかにするものであると主張している。

しかし、田島議員の弁明には、その主張からかけ離れており、弁明発言として範囲を超えた発言が見受けられる。

例えば、それをむやみに止め、執行部答弁までさせないことは、議会制民主主義を根柢から覆す議長及び議会の暴力である。や、その発言を中止の上執行部答弁まで止めるなどは、憲法第 21 条に違反した議長権限の濫用であり、偽計公務執行妨害も視野に入る。議会制民主主義の反逆であります。

など、弁明の解釈からもかけ離れている。

このような発言が含まれる弁明発言を議長が制止したことは、議事進行上、まったく問題ないものである。

それから本件処分請求は、議員からの侮辱に対し、その侮辱を与えた議員に対し、懲罰を求めるものである。

そうであるならば、田島議員は、自身の発言は言論の自由で保障されていると主張しているのだから、他の議員の言論も保障すべきである。

	<p>言論の自由を主張する田島毅三夫議員に、他の議員から侮辱を受けたとする処分請求を提出すること自体が、田島議員の信念に反する行為であると、強く批判しておきます。</p> <p>以上、私の賛成討論とします。</p> <p>議員諸氏の賛同をお願いします。</p>
副議長	<p>(福島 登副議長)</p> <p>次に、反対討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>次に、賛成の討論はありませんか。</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の懲罰特別委員会の報告への賛成討論を行います。</p> <p>東洋町議会議員、高島俊彦。</p> <p>私は、議長による侮辱に対する議員懲罰請求の懲罰特別委員会の報告に、賛成の立場から討論いたします。</p> <p>田島議員は、議場における陳謝を科したことの処分撤回と、自らの弁明発言が停止されたことが不服で、議長の議事進行により侮辱を受けたとのことで、議長を処分しろと、2つの請求を出しております。</p> <p>議長には、議事を進める責任と、不適切な質問や議題外の発言を注意し、止める権利が与えられております。</p> <p>議会議員の一員であれば、誰しも理解できることで、議員の常識であります。</p>

副議長

それを一々、違法とか不当だとか、言うこと自体がおかしいのであります。

議員であれば、一番大事な住民に直結する議案の審議に力を注ぐのは当然であります。

田島議員は、そのことがまったく理解できておりません。

このことから、今回の懲罰特別委員会が決定した、懲罰を科す必要がないとの結果に私は賛成いたします。

以上、同僚議員の賛同を求め、賛成討論といたします。

(福島 登副議長)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第14号、議長による侮辱に対する議員懲罰処分請求の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、9番、西岡尚宏君に懲罰を科すべきことではないとすることであります。

本件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は、起立を願います。

賛成全員であります。

よって、9番、西岡尚宏君に、懲罰を科すべきことではないとすることは、可決されました。

9番、西岡尚宏君の除斥を解きます。

(西岡議員入場)

9番、西岡尚宏君に申し上げます。

<p>議長</p>	<p>9番、西岡尚宏君に対し、懲罰を科すべきではないと決定をいたしました。</p> <p>(議席より、ありがとうございましたと発言あり)</p> <p>ここで、小休します。</p> <p>(休憩時間：16時06分)</p> <p>(議長交代)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：16時07分)</p> <p>日程第3、認定第1号、平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p>
<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p>

<p>議長</p>	<p>まず、歳入では、観光物産センター改修事業2840万円については、備品は含まれず、改修費のみの費用である。</p> <p>また、観光拠点等整備事業530万円については、観光拠点等整備事業の総額の補助金以外の部分に充てており、水上モータバイクなどの備品類も含まれているなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>続いて、歳入の総務費では、観光パンフレット多言語化委託料</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>委員長。</p> <p>歳入やない、歳出。</p>
<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>歳出。歳出の総務費では、観光パンフレット多言語化委託料250万3872円については、観光パンフレットは日本語のみであったので、外国人にも対応するため、中国語、韓国語、英語の3カ国語をそれぞれ2000部で合計6000部作成した。れんけいこうち事業による全額、県の補助である。</p> <p>次に、歳出の民生費では、野根遺族会補助金21万円については、慰霊祭などの運営費として甲浦、野根と同額の補助金を支払っている。</p> <p>次に、衛生費では、猫不妊手術補助金8万円については、不妊手術1件に対して8千円で10件分である。</p> <p>次に、農林水産業費では、捕獲報償金、シカ個体数調整事業178万4千円については、1頭8千円で223頭分であり、処分は個人が行う。</p>

次に、土木費では、土地建物借上料 10 万 5 8 0 0 円については、空き家活用事業で改修した建物に係る土地の借上料で甲浦、野根、別役の 3 件分である。

次に、消防費では消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金 5 1 万 4 2 9 5 円については、協議会の負担金の中に含まれている。利用頻度が多くなれば、その分各市町村の負担も上がってくる可能性もある。

最後に、教育費では、スクールガードリーダー報償費 1 1 0 万円については、野根、甲浦それぞれ 1 名で、月額 5 万円の 2 名分で夏休みを除く、1 1 カ月分であるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

議長

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第1号、平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第2号、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員

(小松 熙決算審査特別委員長)

<p>会委員長</p>	<p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>住宅新築資金等元利収入、過年度滞納償還金1445万1981円については、30年度末で61人で80件分で、内訳は新築58件、改修3件と宅地19件であるなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p>

<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>(なしの声あり)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、認定第2号、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。</p> <p>本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。</p> <p>委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。</p> <p>日程第5、認定第3号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について</p>
---------------------	--

議長

審査を行いました。

質疑、答弁の主な内容を報告します。

なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

ジェネリック医薬品普及促進委託料39万15円については、
国保連合会への委託料であり、ジェネリック医薬品普及促進の通知を
してもらっているなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり
可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、認定第3号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。</p> <p>本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。</p> <p>委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。</p> <p>日程第6、認定第4号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>地域密着型介護サービス給付費6385万311円について</p>
---------------------	--

議長

は、認知症老人ホームで介護サービスを行っている慎太郎に対して、本人負担 1 割を除く、9 割分を国保連合会を通じて支払っているなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第 4 号、平成 30 年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。</p> <p>委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。</p> <p>日程第7、認定第5号、平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>ホームヘルプサービス事業自己負担分73万2201円については、ホームヘルプサービスを利用した方は延べ289名分で、介護度によって自己負担限度額は異なりますとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p>
---------------------	---

議長

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号、平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。</p> <p>日程第8、認定第6号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p>
<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>経営戦略策定委託料259万2千円については、公営企業は、32年度までに経営戦略の策定をする必要があり、そのための委託料であるなどの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりまし</p>

た。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いましたが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第6号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9、認定第7号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別

<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>水道使用料滞納繰越20万8020円については、29年度末に滞納があり、30年度に納付のあった人数は、51名であるとの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第7号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第10、認定第8号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員

(小松 熙決算審査特別委員長)

<p>会委員長</p>	<p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>マンションマルシェ売上金2万2624円については、東京の高層マンションの下で、PRを兼ねて物産品などの販売を行った売上金である。11月と3月に出店したなどの質疑応答がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、認定第8号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。</p> <p>本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。</p> <p>委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。</p> <p>日程第11、認定第9号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>小松決算審査特別委員長。</p> <p>(小松 熙決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月10日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p>
---------------------	--

議長

質疑、答弁の主な内容を報告します。

なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

納付書等作成委託料 22万5504円については、新しいシステムになり、特別な大型プリンターが必要となったため、納付書の作成を委託している。

他の納付書の作成も同様、毎年委託しているとの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

(西岡 尚宏議長)

決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第9号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保

除事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12、承認第11号、専決処分事項、令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

これで討論を終わります。

これより、承認第11号、専決処分事項、令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号、東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたが、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰が科されておりますので質疑することはできません。

8番、福島登君。

質疑を始めてください。

8番議員

(福島 登議員)

議長、この質疑については、私の理解不足もあり、議案説明でこと足りましたので、質疑1の件はすべて取り下げたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

分かりました。

取り下げることですね。

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p> <p>8 番、福島登君が質疑を取下げましたので、他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第 20 号、東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

日程第14、議案第21号、東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号、東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第22号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたが、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰が科されておりますので、質疑することはできません。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第22号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第23号、東洋町森林環境譲与税基金条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

<p>8 番議員</p>	<p>質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。</p> <p>8 番、福島登君。質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>議案第 2 3 号、東洋町森林環境譲与税基金条例を定めることについて、次の点をお聞きします。</p> <p>現時点でどのような政策や事業に、この基金を財源に充当しようと考えているか、説明をお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>事業内容につきましては、国から詳細な内容が示されておられませんので、これから計画をしていきます。</p> <p>事業概要としましては、間伐等の森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発、森林所有者の意向調査や境界確認などに充当できる内容となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p>

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号、東洋町森林環境譲与税基金条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第24号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたが、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰が科されておりますので質疑することはできません。

8番、福島登君。質疑を始めてください。

(福島 登議員)

議案第24号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第2号を定

8番議員

<p>議長</p>	<p>めることについて、次の点をお聞きします。</p> <p>予算書17ページ総務費、企画費、高知県東部交通車両購入費補助金775万について、車両不足と議案説明でお聞きしましたが、車両不足になった理由と補助額について、関係する自治体の負担割合の根拠をお聞かせください。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>高知東部交通株式会社が運行をしております、安芸から室戸、甲浦間の路線は、これまで国の補助路線として運行をされておりましたが、甲浦室戸間に限り、1日当たりの輸送人員などの要件を満たすことができず、国の補助要件から外れる結果となってしまいました。</p> <p>この路線を維持していくため、10月1日から新たな路線としまして、国の補助路線として、安芸ジオパーク線、そして県の補助路線として室戸甲浦線に分割した改定をいたします。</p> <p>このため2の路線をバス車両が運行することになりますことから、バス車両の取得が必要となった次第でございます。</p> <p>次に車両購入の補助額についてでございます。</p> <p>室戸甲浦線を運行する路線でございますので、管内の区間距離41.3キロメートルを距離按分により、負担割合を出しておりました、本町が39パーセント、距離にしまして16.1キロ、室戸市が61パーセント、距離にしまして25.2キロとしてお</p>

	<p>ります。</p> <p>バス車両取得予定費でございますが、消費税を含めまして2186万8千円でございます、東洋町の負担額が775万円、室戸市の負担額が1213万円、消費税につきましては、バス事業者が負担する予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>予算書21ページ、農林水産業費、農業振興費、東洋町がんばる農業支援事業費補助金250万円について、予算不足と議案説明をお聞きしましたが、どのような補助申請が何件あり、予算不足となったか、詳細な説明を求めます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>8月30日現在で13件の申請があり審査の結果、総事業費1017万2千円、うち町補助金が497万9千円必要となり247万9千円の予算不足となりました。</p> <p>事業内容としては、籾の乾燥機や消毒用動噴等、農業用機械の</p>

議長

購入及び設備の改善です。

以上です。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第24号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第25号、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題としま

す。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第25号、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第26号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

	<p>質疑の通告が2件ありましたのが、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰を科されておりますので質疑することはできません。</p> <p>8番、福島登君。質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>議案第26号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、次の点をお聞きします。</p> <p>予算書7ページ、観光施設事業費、施設管理事業費、施設修繕料30万2千円について、生見第3駐車場の障害者トイレの修繕とお聞きをしています。</p> <p>生見第3駐車場の場所がすごく分かりにくいので、その場所と、この修繕が経年劣化の修繕なのか、また何らかの破損の修繕なのかお聞きをしたいと思います。</p>
8番議員	
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>生見第3駐車場の場所は、B&G海洋センター横の駐車場となります。</p> <p>それと修繕につきましては、経年劣化によるものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

8番、福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第26号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、10月11日、高知市のザクラウンパレス新阪急高知において、高知県町村議会議長会創立70周

年記念式典及び講演会、10月16日、徳島市の徳島グランヴィリオホテルにおいて、第60回四国地区町村議会議長会研修会、10月25日、春野町の春野町ピアステージにおいて、トップセミナー、11月29日、高知市の高知城ホールにおいて、市町村議会広報研修会へ、それぞれ議員派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第21、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ここで、お諮りいたします。

本日の会議は午後5時までとなっておりますが、議会会議規則第9条の第2項の規定により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。さよう決しました。

日程第 22、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問せずと発言のうえ、挙手願います。

質問の通告が3名ありました。

発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気を付けてください。

なお、7番、田島毅三夫君については、出席停止の懲罰が科されておりますので、議会会議規則第61条第4項の規定に基づき、質問することはできません。

まず、高島俊彦君の質問を許します。

件名は、工場跡の危険建築物について、ほか2件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

2番、高島俊彦君、質問を始めてください。

2番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

(1)の質問、工場跡地の危険建築物については、その後進捗状況の説明がありましたので、議長、削除して(2)の質問に入

議長	<p>って良いでしょうか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>(1) はやめるとのことですね。</p>
2番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>はい、削除して。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい、わかりました。</p>
2番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>許可を得ましたので、それでは(2)の質問から入らせていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>空き家対策について質問いたします。</p> <p>昨年10月1日時点での総務省住宅土地統計調査では、全国で空き家が846万戸あり、住宅総数の13.6パーセントであり、高知県では住宅数39万2千戸に対し、空き家は18.9パーセントで、室戸市は2013年、6年前の国の調査であります、全戸の25パーセント、2320戸が空き家だと聞いております。</p> <p>そこで質問いたします。</p> <p>東洋町の空き家は何戸あり、全体の何パーセントにあたるのか、また、今までに補助金を活用して、何戸取り壊したのか質問いたします。答弁よろしくお願いします。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>平成28年度東洋町空き家等実態調査というものがありました、それで空き家と判定できた件数は、459件で、全体の10.5パーセントとなっております。</p> <p>現在までの除却事業による取壊し件数は、156件となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>よいしょやない、手拳げんといかん。</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、2の①、今の答弁の再問をいたします。</p> <p>7月18日、高知市春野文化ホールで市町村議会議員、定員500名、研修会があり、参加させていただきました。</p> <p>演題が、公共施設、空き家、コンパクトシティをどう考えるかという演目でありました。</p> <p>空き家は、先ほども申しましたが、全国で13.6パーセント、高知県で18.9パーセント、室戸市25パーセント、先ほど答弁で、東洋町は10.5パーセントとお聞きいたしました。</p> <p>市町村議会研修会などで、演題に出てくるような深刻な問題に</p>

	<p>なりつつあります。</p> <p>空き家も管理ができているところは問題がないのですが、管理ができていない空き家は危険建築物の増加につながり、町民の危機、危険な家屋になっていきます。</p> <p>今後の空き家対策について、どのような考えを持っているかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>高畠議員にお答えをいたします。</p> <p>空き家等の管理ができていない物件に対しましては、所有者や相続人等に引き続き文書等により適正に管理をお願いしていきたいと考えております。</p> <p>現在、老朽化が進んでいる空き家等につきましては、老朽住宅除却事業を活用していただいて、環境整備に努めているところでございます。</p> <p>老朽住宅除却事業では、取壊し費用に対して上限100万円というのがありますが、80パーセントの補助がありますので、このような制度を活用していただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高畠俊彦君。</p> <p>3回目ですよ。</p>

<p>2 番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>3 回目ですね。</p> <p>答弁で、補助金を使い現在までに 1 5 6 件の家屋の取壊しができているとお聞きいたしました。</p> <p>この事業は、所有者の申請でありますので、おおいに申請を進めていくことにより、危険建築物の増加に歯止めもかかり、また、南海地震が起こった時の避難路の確保にもなると思いますが、答弁をよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>高畠議員にお答えをいたします。</p> <p>今後も補助制度の周知を行い、管理されていない空き家が減少するように事業の推進に努めて参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう 3 回やりました。</p> <p>件名 2 つでしょう。1 つはやめたやろ。2 回目 3 つやりましたんで。</p> <p>(議席より、②の質問と発言あり)</p>

	<p>え。</p> <p>(議席より、②の質問、さっきのと別件、一問一答方式やろ、と発言あり)</p> <p>(議席より、別件と発言あり)</p> <p>(2)の②。</p> <p>はいはい、分かりました。</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>続いて(2)の②の質問に入ります。</p> <p>東洋町の、木造住宅耐震化率は何パーセントでございましょうか。</p> <p>現在までに耐震ができている件数でも結構でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>本町の木造住宅の耐震化率は32.2パーセントでございます。</p> <p>また、木造住宅の耐震改修の件数でございますが、平成21年</p>

	<p>度より、木造住宅耐震改修費用の助成を行ってございまして、令和元年度最新のデータになりますが、現在 89 件の耐震改修を実施しております。</p> <p>89 件の内、平成 28 年度の補助金限度額引き上げ後に改修した件数は 84 件となっております。</p> <p>また、耐震診断につきましては、これまでに 179 件実施をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2 番、高島俊彦君。</p>
2 番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、②の再問をいたします。</p> <p>自分の調査もなんですけど、平成に 65 件、令和に入って 24 件、合計で 89 件の耐震補強が出来上がったと聞いております。</p> <p>この事業は、所有者本人の自己申請ですので、これからまだまだ申込みがあると思いますし、町民の命に関わる問題でありますので、行政側も大いに推進、努力をしていただき、1 件でも多くの耐震補強ができるようお願いしたいと思います。</p> <p>自分としては、推進をしてくれと、もっともっと推進してくれというような質問でありますので、答弁をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>総務課長</p>	<p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>町が発行しております広報などで、住民の方に、再度周知の方を行って参りたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは3つ目の質問に入っていきたいと思います。</p> <p>人口減少対策について、質問したいと思います。</p> <p>東洋町の人口は、2400人を、令和に入って2400人を割ったと聞いております。</p> <p>行政側も試行錯誤しながら、努力をしていると思いますが、人口減少に歯止めがかかりません。</p> <p>人口減少により、すべてがマイナス思考になってしまいます。</p> <p>それでは質問に入ります。</p> <p>①人口減少対策委員会などを立ち上げ、町全体でこの問題に対して取り組まなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>町長のお考えをお聞きいたします。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>東洋町もですね、東洋町、まち、ひと、しごと創生有識者会議を経まして、平成28年7月に策定されました、東洋町の人口ビジョン、総合戦略に基づきまして、様々な施策に取り組んできたところがございます。</p> <p>また、見直しもしなければならぬ時期にきております。</p> <p>その中で、委員なども検討していきたいと考えております。</p> <p>人口減少問題はですね、一極集中是正という大きな課題がございまして、全国的な問題となっております。</p> <p>国が取り組むこと自体が手遅れではないかというような意見もございましたけれども、やっとなですね、国も危機感を持って地方創生でありますとか、総合戦略などを主導してきたところで</p> <p>県もですね、様々な強化策を実施しておりまして、しかしながら県人口も減少が続いております。</p> <p>知事は中山間地域が元気でなければ日本の将来はないということで、県も懸命にですね、取り組んできたところですが、その1つが集落活動センターの設立、活用ということも1つの方法でございまして、東洋町もやっとなその事業に着手できるかなというところまできております。</p> <p>移住促進につきましても、県を挙げ取り組んでおりますけれども、数字や実績が上がってもですね、全市町村で人口は減少して</p>

いるという実情があるわけでございます。

これはですね、ある一定の期間までは自然減の影響が大きく継続されるからでございます、2025年問題に備えた社会保障制度改革も必要でございますし、人口が減少しても地域の活力を維持していくために、付加価値をどのように見出して経済的な自立に繋げていくのかということが大事だということでございます。

今朝でしたかね、新聞に載っておりましたけれども、東洋町の海の駅もですね、100万人を突破したということでこのような海の駅の活用も更なる利用策などを磨き上げていかなければならないというふうに考えております。

また、町単独での様々な支援策も財政的な限界を抱える中、毎年の予算内でやりくりをしているということでございます。

そしてこの、県の総合戦略は来年に策定されると聞いております。

県との整合性も当然に取らなければなりませんし、方向性を一つにして取り組んでいかなければなりませんので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

行政側も試行錯誤しながら努力していることは分かりました。

しかしこの何十年、何十年間ですよ、毎年毎年人口減が続き、令和に入って東洋町の人口が2400人を割ってしまいました。

<p>議長</p>	<p>東洋町の行く末を考えると、ひしひしと危機感を感じております。</p> <p>どうか町長、よろしく願いいたします。</p> <p>これで私の一般質問を終わります。</p> <p>答弁は結構でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで、15分間だけ休憩をいたします。</p> <p>再開は5時35分です。</p> <p>(休憩時間：5時18分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：5時35分)</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、阿佐東線のDMV導入等について、ほか5件であります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>8番、福島登君、質問を始めて下さい。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>1つ目の質問です。</p> <p>いよいよ2020年の運行開始に向けて課題も沢山あるとはお聞きをしておりますが、前向きな質問と捉えてよろしくお願い致します。</p> <p>阿佐東線のDMV導入について、次の点をお聞きします。</p> <p>導入経費における東洋町の負担額、今分かる内容で結構ですの</p>

議長	<p>で、答弁をお聞きします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>DMV導入にかかる総事業費は13億円を見込んでおります。</p> <p>高知県、徳島県で導入に関係する自治体、これは県も含め6団体になりますが、その団体で事業費を按分しておりまして、東洋町の負担割合は10パーセントで、負担額は1億3千万円を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>車両製造、駅や信号改修等の改修工事が進んでいるとはお聞きしておりますが、分かる範囲内で進捗状況をお聞かせください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p>

福島議員にお答えいたします。

まず、車両の製造でございます。

8月末にDMV車両、全3台が完成しております、10月の5日、土曜日にDMV3台完成イベントを海の駅東洋町と、海陽町の阿波海南文化村で実施する予定でございます。

次に駅の改修工事などの進捗状況でございます。

DMVは、線路と道路を接続する施設の整備が必要でありまして、去年から甲浦駅の橋梁の下部工事や、地盤対策工事を実施して参りました。

本年度では引き続き、甲浦駅の上部工事や盛土工事などを実施する予定でございます。

その他、穴喰駅や海部駅でもDMV用のホームなどの整備も予定しております。

また、信号設備につきましても、運転保安システムなどの施設整備に着手しているところでございます。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

数々の改修事業等もありましてですね、なかなか運行開始日が決まっていないこともお聞きしておりますが、なるべく早い改修に向けて東洋町も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

議長	<p>質問3つ目です。</p> <p>導入による地域の商業及び、観光の活性化に向けた取組を、お聞きをいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員にお答えします。</p> <p>DMVは新聞やインターネットなどのメディアで取上げられるなど、注目をされており、運行開始後は、鉄道マニアの方をはじめ、多くの観光客が訪れることにより、経済波及効果が期待できると考えております。</p> <p>今年の6月末には、あさチェン推進会議が設立されたところでございます。</p> <p>この会議には、東洋町商工会や、観光振興協会も加わっておりまして、その地域が抱えます課題解決に向け、取組を始めたところでございます。</p> <p>今後、推進会議、鉄道会社及び関係自治体などで連携を図り、地域活性化など、様々な効果を生めるよう取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>

8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>経済効果や交流人口の拡大に向けてですね、室戸を含む運行ルートや周遊ルートの再検討も含めてですね、今後最大限の取り組みを求めまして、次の質問に移ります。</p> <p>2つ目の質問です。</p> <p>阿佐海岸鉄道への財政支援等について、お聞きをします。</p> <p>1つ目です。</p> <p>経営安定基金の現状について、お伺いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>安定基金のですね、基金残高でございますけれども、30年度末では、2億3600万円となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移りたいと思います。</p> <p>今、2億程度の残高というふうにお聞きしました。</p> <p>今後の基金の推移の予測と、積立ながら推移はないんですが、新たな基金の積立について分かる範囲内でよろしくお願ひしたいと思います。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>現時点ではですね、基金の対応方針などはまだ決定をされてお りません。</p> <p>これまでのように、徳島県、高知県、また各市町村への支援要 請をどうするのか、また会社の方針でありますとか方向性も調整 が必要となって参りますので、現時点では明確なお答えはできな いことをご了承願いたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>先日の、海陽町議会とのDMV導入の勉強会においてですね、 導入経費負担や、基金の積立等についてですね、DMVを主導す るですね、徳島県にもう少し負担していただけたらどうだろうと いうお声もございました。</p> <p>議会議員の一人として、更に沿線議員議会と、議員の皆さんと 協力して、導入に向けた議員活動も必要とも考えております。</p> <p>ぜひですね、阿佐東線の取締役の一人として、松延町長もおら れますので、今後役員会でもぜひこういう話をしていただけたら なというふうに考えております。</p> <p>次の質問に移ります。</p>

	<p>3つ目の質問です。</p> <p>町有の白浜海上遊具ビーチホッピングの賃貸借契約と今季の成果等についてお聞きをします。</p> <p>1つ目です。</p> <p>町有の白浜海上遊具ビーチホッピングの賃貸借契約について、交わした契約内容についてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>契約内容につきましては、海上遊具本体及び関連備品一式を無償貸与としております。</p> <p>貸与期間は令和元年7月1日から令和2年6月30日までの1年間としています。</p> <p>なお、期間延長ができる内容ともしております。</p> <p>貸与物品の必要な費用負担につきましては、観光振興協会が負担する内容としております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問というのは考えて、あれなんです。</p>

議長	<p>契約の中にね、何か事があった時の負担割合とか、償却が終わった時の次はどうするかとか、そういうふうなことはもう全然謳われてないわけですか。</p> <p>それをよろしくお願いします。</p> <p>もうそれだけです。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>何かあった場合は、町長と協議をするという形になっておりますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>次に導入初年度となる今季の成果と、これは町有物品としてあるわけですね。</p> <p>そのの保管管理について、お聞かせください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p>

<p>議長</p>	<p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>観光振興協会から確認をしましたところ、ビーチホッピングの今季の成果につきましては、7月13日から9月1日までの期間で、営業日数は26日、来場者数は2945人、売上は397万6400円となっております。</p> <p>保管管理につきましては、なごみ、相撲場、観光物産センターの3箇所に保管をしております。</p> <p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>体験した方、売上共にね、約6割程度というふうにもお聞きをいたしております。</p> <p>天気も大変悪い日もございました。</p> <p>来年に向けてですね、今季も2件ほど関連する自己の報道もございました。</p> <p>更に、安全面に配慮してですね、上で、営業日数の確保も含めて来年に向けて、外部団体であるものですね、町の指導も必要だと、課長、思いますのでね、そのあたりも含めてやっていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>4つ目の議案です。</p> <p>町有のタイヤショベルの水没事故と賃貸借契約について、次の点をお聞きをいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>皆さんご承知のとおり、町有タイヤショベルの、あ、すみません。</p> <p>まずは町有タイヤショベルの賃貸借契約について、交わした内容等についてお聞きをしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>タイヤショベルの賃貸借契約は交わしておりません。</p> <p>タイヤショベルにつきましては、白浜、生見の海岸清掃用として使っておりますので、使用しない時にビーチホッピングの設置や撤去時に観光振興協会が利用をしている状況です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>一時使用であってもですね、起こり得ることへの対処も含めてですね、今後は契約の締結やですね、使用許可申請を取ってですね、適切に行っていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがですか。</p> <p>今後のことです。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>町としましては、地域おこし協力隊の活動事業の一環として使わせておりますので、無償で使っておりますけれども、今後こういう事故等を教訓にですね、何らかの形で使用許可等を行っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
副議長	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>先ほどのタイヤショベルの水没事故についてですね、破損に至った経緯と顛末についてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>タイヤショベルの水没に至った経緯につきましては、観光振興</p>

協会が、令和元年8月20日にビーチホッピング設置作業で水上バイクを引き上げる際に、波打ち際までタイヤショベルを持って行ったところ海水により、エンジンが停止し、ロックが掛かった状態となりましたので、タイヤショベルを引き上げるため、重機やトラクターなどで試みましたが、作業が難航し、さらに満潮時と重なり、引き上げる事ができずにタイヤショベルを水没をさせました。

その後、観光振興協会からは始末書、それと代償措置について文章を頂いております。

代償措置の内容につきましては、タイヤショベルの代償として50万円、9月1日から10月末までのタイヤショベルのリース料25万6千円を負担する内容となっております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

再問です。

このタイヤショベルは、観光振興協会の前進の観光協会が購入して、主に海岸清掃で使用しているというふうに私もお聞きしたり、見たりしています。

ただ、海岸清掃に支障が出ていると思いますので、新たに購入するのか、リースを使って今後海岸清掃をやるのか、それをお聞きしたいと思います。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えいたします。</p> <p>購入も含めて、これからまた検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>関連して3つ目の質問です。</p> <p>今回、町有物品を借り受けた団体により発生した水没破損を受けてですね、この団体に対して物品の貸し出しも含めてですね、今後どのような協力支援を考えているのか、ぜひ町長にお聞きしたいがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>この事故はですね、前代未聞の事故でございまして、人災ではないかというふうに思っております。</p> <p>様々な方からも、厳しい意見をいただいているところでございます。</p>

これまでもですね、公金投入ありき、町職員の協力も当たり前というような感覚といますかですね、そのような姿勢では同じような事態も想定されるのではないかなと、不信感も芽生えているところでございます。

また現状はですね、備品あるいは観光協会として使用許可しております建物、職員の協力要請あるいは補助金、全てが与えられて当然というようなことではなくてですね、これらの財政の負担はすべて町予算を通じてすべてが税金であることを認識のうえに立っていただきたいというふうに思っております。

また、そのような認識があるのか体質的にですね、組織のあり方についてもしばらくは見極めていきたいなというふうに思っております。

まだ法人化したばかりでありまして、法人としての自覚と責任をどのように考えているのか、しばらく見極めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

それでは5つ目の質問に移ります。

甲浦港港湾施設の野積場の一部を甲浦未来会と称する任意団体が公園として無償で使用している件について、次の点をお聞きをいたします。

住民の憩いの場として、この施設が港湾施設内に本当に必要と

<p>議長</p>	<p>考えているのか、利用状況も含めてお聞きをいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>公益性が高い公園として申請が出てきておりますので、現在許可を出しております。</p> <p>申請団体には、きちんと維持管理をしてもらい、住民の憩いの場として利用していただきたいと考えております。</p> <p>また、利用状況につきましては、町は把握しておりません。</p> <p>また、申請団体に問い合わせもいたしました。いつも公園にいるわけではないので分からないと回答がありました。</p> <p>以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>申請団体も団体ですね。</p> <p>公園として年間40万円を無償でお借りした中でですね、いつもかんもおるのではないので、利用状況が分からない。</p> <p>いかがですか、それね。</p> <p>公園として借りとうわけですよ。</p> <p>それとやはり、町の方にもですね、貸しとう方でもですね、や</p>

<p>議長</p>	<p>はりどんだけ使用されとうか、本当に公園として無償で貸すということの是非をですね、問うためにもですね、今後は定期的に点検や状態を見るなど、そういうことを是非していただきたいと思っています。</p> <p>2つ目の質問に、議長移ってもよろしいですか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>年間、今と繋がるんですが、年間40万の使用料を公共の公園として無償で貸している状況であります。</p> <p>公園としての利用状況、ないということでしたが、利用状況も踏まえてですね、町有財産の有効活用及び使用料を納めている利用者との公平性を考えればですね、まずは適正な使用料を徴収する必要があると考えています。</p> <p>契約の解除も含めてですね、今後どのように対処をしていくのか明確な答弁をいただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>毎年、申請書を出していただいておりますので、前年度の公園の維持管理がきちんと出来ているかを確認をしまして、今後の許</p>

	<p>可については未来会と協議をし、どうするかを検討していきたい と思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>仮にですね、10年間使用したら400万円の自主財源になる わけですよ。</p> <p>財源の大きな大半をですね、交付税に頼る当町においてもです ね、この使用料収入は小さな額ではないと思うんですよね。</p> <p>税の徴収ではですね、数万円を徴収するのに大変な思いで業務 を行っているということもお聞きをしております。</p> <p>事の始まりは数十年も前のことで、このような問題の解決には 大変な各課のご苦労があると思いますが、担当課の皆さんのみ ならず、すべての職員の皆様にはですね、業務に是非真摯に取り 組んでいただいて、解決に向けて更に取り組んでいただきたいと思 います。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p> <p>あっ、失礼しました。まだありました。すみません。</p> <p>議長よろしいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>一旦席へ戻って。</p>

8 番議員	(福島 登議員) 戻ってですか。
議長	(西岡 尚宏議長) 8 番、福島登君。
8 番議員	(福島 登議員) すみません。 最後の質問です。 6 番目、安芸租税債権管理機構の取組等について、お聞きをします。 議長すみません、文言が1つ間違っていました。 委譲を移管と置き換えて質問してもよろしいでしょうか。
議長	(西岡 尚宏議長) はい。
8 番議員	(福島 登議員) すみません。 1 つ目です。 東洋町が移管した公債権の取組と実績についてお聞きします。
議長	(西岡 尚宏議長) 近藤税務課長補佐。
税務課長補佐	(近藤 真人税務課長補佐)

	<p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>平成30年度に租税債権管理機構に移管しました公債権は、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料で、人数にしまして24人、金額は本税が808万6354円、督促手数料が3万600円、合計で811万6954円となっております。</p> <p>機構の取組としましては、預貯金、給与、年金、動産、不動産、保険等の差し押さえが行われています。</p> <p>移管した債権の内、収納済みは人数にしまして22人、金額は本税が444万8364円、督促手数料が1万4631円、合計で446万2995円となっております、徴収率は、55.0パーセントでございます。</p> <p>また、それ以外にも延滞金120万9550円が収納済みとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目の質問です。</p> <p>東洋町が移管した、または今後移管する私債権の取組についてお聞きをします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>近藤税務課長補佐。</p>
議長	
8番議員	
議長	

<p>税務課長補佐</p>	<p>(近藤 真人税務課長補佐)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>令和元年度に租税債権管理機構に移管しました私債権は、住宅新築資金等貸付金、住宅使用料、水道使用料で、人数にしまして16人、金額は6131万4187円となっております。</p> <p>機構の取組としましては、支払督促、訴えの提起、即決和解、担保権実行等の法的措置が予定されております。</p> <p>本年8月末時点の収納済みは人数にしまして9人、金額が123万1506円となっております、徴収率は2.0パーセントでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>町独自の債権回収も税務課、また住民課で進められ一定の成果を上がっているということもお聞きをいたしております。</p> <p>町長のお話にもあったように、全国初の私債権の取組です。</p> <p>今後今まで以上に、債権管理機構とも協力して、ぜひ進めていただきたいと思っております。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質問が終わりました。</p>

<p>副議長</p> <p>9 番議員</p> <p>副議長</p> <p>9 番議員</p> <p>副議長</p>	<p>ここで、小休します。</p> <p>(休憩時間：18時04分)</p> <p>(議長交代)</p> <p>(福島 登副議長)</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間：18時05分)</p> <p>(議席より、議長と声あり)</p> <p>9 番、西岡尚宏君。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>動議を提出したいのですが。</p> <p>(福島 登副議長)</p> <p>どんな動議ですか。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君に対する処分要求の動議です。</p> <p>(福島 登副議長)</p> <p>そしたら資料を。</p> <p>一旦休憩します。</p> <p>(休憩時間：18時05分)</p>
--	---

(動議の確認)

再開します。

(再開時間：18時06分)

ただいま、9番、西岡尚宏君から、地方自治法第133条の規定によって議員田島毅三夫君に対する処分請求書が提出されました。

ここで、休憩に入ります。

再開は6時15分です。

(休憩時間：18時06分)

(動議配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：18時15分)

ただいま、お手元に配布したとおり、発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、採決します。

発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて賛成の方の挙手を願います。

挙手全員であります。

よって、発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、18時25分です。

(休憩時間：18時15分)

(議会運営委員会開催)

今しばらくお待ちください。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：18時31分)

これより、追加日程第1、発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、本来であれば7番、田島毅三夫君の退場を求めるところではありますが、出席停止の懲罰を科されておりますので、議場にはおりません。

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

高島議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

それでは議会運営委員会の報告を行います。

さきほど、この処分要求書の運営方法について協議した結果、7番、田島毅三夫君は出席停止の処分を科されておりますので、弁明の機会を与えることができないため、提出者からの説明のうち、提出者に対しての質疑のみを行う。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

<p>副議長</p>	<p>(福島 登副議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君は出席停止であり、弁明の機会を与えることができませんので、提出者からの説明の後、提出者に対しての質疑のみを行う。</p> <p>以上のとおりでご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは提出者の説明を求めます。</p> <p>9番、西岡尚宏君。</p>
<p>9番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>説明をさせていただきます。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君に対する処分要求。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君は、本日の会議における一般質問通告書の5、特用林産研修生の補助金返還問題を問うと題する質問においては、事実と反する内容を掲載している。</p> <p>これは議場の秩序維持に反し、私に対する侮辱的な行為であるので、地方自治法第133条の規定により処分を要求する。</p> <p>提出者は私、西岡尚宏であります。</p> <p>提出理由を説明します。</p> <p>令和元年8月7日に開かれた、第3回臨時会における、承認第10号、専決処分事項、補助金返還事件に関する裁判上の手続きの承認を求めることについてを審議した結果、賛成多数で可決された。</p> <p>この採決について、議員田島毅三夫君の主張によると、私がこ</p>

の事件に関与しているのに、地方自治法第117条に基づき、除斥としていなかったことから、本件議案は違法な議決であり、この議会議決は無効と断言している。

しかし、本件議案の背景となった訴訟においては、町が直接支払った研修費用を研修生に対して返還を求めたものであるから、研修の受入先であった、土佐備長炭生産組合には訴訟の対象者ではなく、私が過去に関わりがあったことは認めますが、本件議案に関しては、時系列的にも除斥には該当せず、適法な手続きをもつての議決といえるものであります。

そうであるにも関わらず、当該質問事項では、研修制度要綱の規定を曲解し、土佐備長炭生産組合を詐欺的に扱い、また、本件議案資料に関しても、私が町に働きかけて提出を阻止させたかのように掲載するなど、研修生の受講当時の土佐備長炭生産組合組合長であった私と研修生を、制度上の関係をもって意図的に訴訟へ関連づけさせ違法な議決だったと主張している。

このように私に対して、事実確認もなされていない中で、本件議案を審議するにあたり、あたかも不正があったかのような質問事項を掲載することは、私の公的な身分のみならず、私生活にまで及び名誉を毀損させるもので、無礼な言葉の使用である。

よって、私に対する侮辱的な内容の質問事項を掲載した、田島毅三夫君に対し、処分を要求する。

以上、ご審議よろしく願います。

(福島 登副議長)

提出者の説明が終わりました。

これより、発議第15号、議員田島毅三夫君に対する処分要求

副議長

の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6人の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております、委員案の名簿のとおり、2番、高畠俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、9番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、本日の会議終了後

に、正副委員長の互選を行って下さい。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長の互選をすることになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、議長に提出してください。

ここでお諮りします。

ただいま設置されました、発議第15号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する処分要求の件における、懲罰特別委員会の審査につきましては、閉会中の継続審査、調査に付すこととしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

一旦小休いたします。

(休憩時間：18時42分)

(議長交代)

(西岡 尚宏議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：18時42分)

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

これで、令和元年第3回東洋町議会定例会を閉会します。

	<p>長い間お疲れさまでございました。</p>
--	-------------------------

これにて議会放送を終了します。

(閉会時間：18時43分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員